

北本市

障がい福祉のしおり

(令和8年度版)



障がい福祉のしおり ご利用にあたって

- 「障がい福祉のしおり」の内容は、令和8年4月1日現在の内容です。それ以降に、手続きの方法やサービス等の内容が変更になっている場合がありますのでご了承ください。
- 手続き等を行う際に、個人番号（マイナンバー）※、印鑑、身分証明書、預貯金通帳の番号等が必要な場合がありますので、ご持参くださいますようお願いいたします。
- 「障がい福祉のしおり」では、制度等の概略説明になっていますので、詳しくお知りになりたいことがありましたら、それぞれの担当までお問合わせください。

※ 個人番号（マイナンバー）が必要な事務については、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード等）と身元確認書類（運転免許証等）が必要となります。

令和8年（2026）4月発行

発行 埼玉県北本市

編集 福祉部障がい福祉課

〒364-8633

北本市本町1丁目111番地

電話 048-591-1111

FAX 048-593-2862

ホームページ

<https://www.city.kitamoto.lg.jp/>

目次

心身に障がいのある人のために

| | |
|--------------------|---|
| 障がい程度別該当事業一覧表…………… | 3 |
|--------------------|---|

手帳について

| | |
|------------------|---|
| 身体障害者手帳…………… | 6 |
| 療育手帳…………… | 6 |
| 精神障害者保健福祉手帳…………… | 6 |

医療について

| | |
|-----------------------|----|
| 重度心身障害者医療費助成制度…………… | 7 |
| 自立支援医療制度…………… | 8 |
| 後期高齢者医療制度による医療給付…………… | 9 |
| 障害者歯科診療…………… | 10 |
| 障害者歯科相談医制度…………… | 10 |

日常生活について

| | |
|--------------------------------------|----|
| 補装具費（購入・修理等）の支給…………… | 11 |
| 日常生活用具の給付…………… | 12 |
| 難聴児等補聴器購入費助成事業…………… | 12 |
| 小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業…………… | 13 |
| 紙おむつ代の助成…………… | 13 |
| 重度身体障害者居宅改善整備費の補助 介護給付・訓練等給付…………… | 14 |
| 障害児通所支援事業…………… | 16 |
| 高額障害福祉サービス等給付費…………… | 16 |
| 新高額障害福祉サービス等給付費…………… | 17 |
| 移動支援事業・日中一時支援事業等 （地域生活支援事業）…………… | 18 |
| 障害児（者）生活サポート事業…………… | 19 |
| 要約筆記者の派遣…………… | 19 |
| 手話通訳者の派遣…………… | 19 |
| 視覚障害者ガイドヘルパーの派遣…………… | 20 |
| 車椅子の貸出し…………… | 20 |
| 福祉サービス利用援助事業 （あんしんサポートねっと）…………… | 20 |
| 身体障がい者訪問理美容サービス事業…………… | 21 |
| 重度障害者移動支援事業…………… | 21 |

| | |
|--|----|
| 緊急時通報システム…………… | 21 |
| 聴覚障がい者等の緊急時通信 「Net119」「緊急時FAX通信」…………… | 22 |
| 人工呼吸器等利用者の登録…………… | 22 |
| ヘルプマーク…………… | 22 |
| ヘルプカード…………… | 22 |
| 図書館でのサービス…………… | 23 |
| 声の広報…………… | 24 |
| 埼玉県思いやり駐車場制度…………… | 25 |
| 駐車禁止適用除外…………… | 26 |
| 運転免許適性相談…………… | 27 |
| 公営住宅等の入居について…………… | 28 |

助成・減免について

| | |
|------------------------|----|
| JR（鉄道）運賃の割引…………… | 29 |
| バス運賃の割引…………… | 29 |
| デマンドバス利用料金の割引…………… | 30 |
| 国内航空旅客運賃の割引…………… | 30 |
| タクシー運賃の割引…………… | 31 |
| 福祉タクシー事業…………… | 31 |
| 自動車燃料費助成事業…………… | 31 |
| 有料道路の割引…………… | 32 |
| NHK受信料の減免…………… | 33 |
| NTTふれあい案内（無料番号案内）…………… | 33 |
| 携帯電話使用料等の割引…………… | 34 |
| 公共施設使用料等の減免…………… | 34 |
| 運転免許取得費の補助…………… | 34 |
| 自動車運転免許の無料教習…………… | 35 |
| 自動車改造費の助成…………… | 35 |

手当・年金等について

| | |
|---------------------|----|
| 在宅重度心身障害者手当…………… | 36 |
| 特別障害者手当等…………… | 36 |
| 特別児童扶養手当…………… | 37 |
| 介護者手当…………… | 38 |
| 埼玉県心身障害者扶養共済制度…………… | 38 |
| 障害年金…………… | 39 |

税金について

| | |
|---------------------|----|
| 住民税（市・県民税）・所得税…………… | 41 |
|---------------------|----|

| | |
|--------------|----|
| 軽自動車税…………… | 41 |
| 自動車税…………… | 43 |
| 個人事業税…………… | 44 |
| 相続税・贈与税…………… | 44 |

子育て中の人のために

手当について

| | |
|-------------|----|
| 児童扶養手当…………… | 45 |
|-------------|----|

心身に障がいのある児童のために

| | |
|---------------------|----|
| 障害児通所支援事業…………… | 46 |
| 障害児（者）生活サポート事業…………… | 46 |

高齢の人のために

| | |
|--------------------|----|
| 家事援助サービス…………… | 47 |
| ちょこっと困りごとサービス…………… | 47 |
| 福祉移送サービス…………… | 47 |

暮らしにお困りの人に

| | |
|-------------------|----|
| 生活福祉資金の貸付…………… | 49 |
| 公営住宅等の入居について…………… | 49 |

福祉の窓口および相談

| | |
|--------------------|----|
| 市の相談窓口…………… | 50 |
| 障害者相談支援事業所…………… | 52 |
| 国・県の相談窓口（機関）…………… | 53 |
| その他の相談窓口（機関）…………… | 56 |
| その他の相談窓口（相談員）…………… | 58 |
| 障がい児の療育・保育・教育の相談窓口 | 59 |
| 就労の相談窓口…………… | 61 |

障がい程度別該当事業一覧表

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で利用できるサービス

○は「ほぼ該当」、△は「一部該当」を表します。

| ページ | 制 度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神障害者保健福祉手帳 | | | 窓 口 |
|-----------------|----------------------|---------|---|---|---|---|---|------|---|---|---|-------------|---|---|---------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ④ | A | B | C | 1 | 2 | 3 | |
| 医療について | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 重度心身障害者医療費助成制度 | △ | △ | △ | △ | | | △ | △ | △ | | | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 8 | 自立支援医療制度（更生医療・育成医療） | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | 障がい福祉課 |
| 8 | 自立支援医療制度（精神通院医療） | | | | | | | | | | | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 9 | 後期高齢者医療（障害認定：65～74歳） | ○ | ○ | ○ | △ | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | 保険年金課 |
| 10 | 障害者歯科診療 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 10 | 障害者歯科相談医制度 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 日常生活について | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 補装具費（購入・修理等）の支給 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | 障がい福祉課 |
| 12 | 日常生活用具の給付 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | △ | | | 障がい福祉課 |
| 13 | 紙おむつ代の助成 | △ | △ | | | | | △ | △ | | | | | | 障がい福祉課 |
| 13 | 重度身体障害者居宅改善整備費の補助 | △ | △ | | | | | | | | | | | | 障がい福祉課 |
| 14 | 介護給付・訓練等給付 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 16 | 障害児通所支援事業 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 18 | 移動支援事業 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 18 | 日中一時支援事業 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 18 | 相談支援事業 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 18 | 訪問入浴サービス事業 | △ | △ | | | | | | | | | | | | 障がい福祉課 |
| 18 | 地域活動支援センター事業 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 19 | 障害児（者）生活サポート事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 障がい福祉課 |
| 19 | 要約筆記者の派遣 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | 障がい福祉課 |
| 19 | 手話通訳者の派遣 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | 社会福祉協議会 |
| 20 | 視覚障害者ガイドヘルパーの派遣 | △ | △ | | | | | | | | | | | | 社会福祉協議会 |

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で利用できるサービス

○は「ほぼ該当」、△は「一部該当」を表します。

| ページ | 制 度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神障害者保健福祉手帳 | | | 窓 口 | | | |
|------------------|--------------------------------------|---------|---|---|---|---|---|------|---|---|---|-------------|---|---|-----|---|---------|--|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ④ | A | B | C | 1 | 2 | 3 | | | | |
| 20 | 車椅子の貸出し | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | | | 社会福祉協議会 | |
| 21 | 身体障がい者訪問理美容サービス事業 | △ | | | | | | | | | | | | | | | 社会福祉協議会 | |
| 21 | 重度障害者移動支援事業 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 社会福祉協議会 | |
| 21 | 緊急時通報システム | △ | △ | | | | | | | | | | | | | | 障がい福祉課 | |
| 22 | 聴覚障がい者等の緊急時通信 「Net 119」「緊急時FAX通信」 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | | | 障がい福祉課 | |
| 23 | 図書館でのサービス | 対面朗読 | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | △ | △ | | | 中央図書館 | |
| | | 録音図書の出借 | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | △ | △ | | | 中央図書館 |
| 25 | 埼玉県思いやり駐車場制度 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 障がい福祉課 | |
| 26 | 駐車禁止適用除外 | △ | △ | △ | △ | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 警察署 | |
| 助成・減免について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | JR（鉄道）運賃の割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 各駅窓口 |
| 29 | バス運賃の割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 各バス会社 |
| 30 | デマンドバス利用料金の割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | くらし安全課 |
| 30 | 国内航空旅客運賃の割引 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 各航空会社 |
| 31 | タクシー運賃の割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | | | 各タクシー事業者 |
| 31 | 福祉タクシー事業 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | 社会福祉協議会 |
| 31 | 自動車燃料費助成事業 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | 社会福祉協議会 |
| 32 | 有料道路の割引 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | | 有料道路管理会社 有料道路ETC 割引登録係 障がい福祉課 |
| 33 | NHK受信料の減免 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | NHK営業所 障がい福祉課 |
| 33 | NTTふれあい案内（無料番号案内） | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | NTT各事業所 |
| 34 | 携帯電話使用料等の割引 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 各携帯電話事業者 |
| 34 | 公共施設使用料等の減免 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 各施設 |
| 34 | 自動車運転免許取得費の補助 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 |
| 35 | 自動車運転免許の無料教習 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | | | | 身体障害者運転能力 開発訓練センター |
| 35 | 自動車改造費の助成 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | | | | 障がい福祉課 |

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で利用できるサービス

○は「ほぼ該当」、△は「一部該当」を表します。

| ページ | 制 度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神障害者保健福祉手帳 | | | 窓 口 | |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------|---|---|---|---|---|------|---|---|---|-------------|---|---|------------|--|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ④ | A | B | C | 1 | 2 | 3 | | |
| 手当・年金等について | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | 在宅重度心身障害者手当 | △ | △ | | | | | △ | △ | | | △ | | | 障がい福祉課 | |
| 36 | 特別障害者手当 | △ | △ | | | | | △ | | | | △ | | | 障がい福祉課 | |
| 36 | 障害児福祉手当 | △ | △ | | | | | △ | △ | | | △ | △ | | 障がい福祉課 | |
| 37 | 特別児童扶養手当 | △ | △ | △ | △ | | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | 障がい福祉課 | |
| 38 | 介護者手当 | △ | | | | | | △ | △ | | | | | | 障がい福祉課 | |
| 38 | 埼玉県心身障害者扶養共済制度 | △ | △ | △ | | | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 | |
| 39 | 障害年金 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 保険年金課 | |
| 税金について | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41 | 住民税（市・県民税）の障害者控除、非課税、所得税の障害者控除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 税務課/上尾税務署 | |
| 41 | 軽自動車税の減免 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | △ | | | 税務課 | |
| 43 | 自動車税の減免 | 視覚 | ○ | ○ | ○ | △ | | | | | | | | | 自動車税事務所各支所 | |
| | | 聴覚 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 平衡機能 | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 音声機能又は言語機能 | | | △ | | | | | | | | | | | |
| | | 上肢 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 下肢 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | 体幹 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| | | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 上肢機能 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 移動機能 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | 心臓・じん臓・呼吸器機能 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | |
| ぼうこう・直腸・小腸の機能 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 免疫機能・肝臓機能 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障がい | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| 精神障がい | | | | | | | | | | | | △ | | | | |
| 44 | 個人事業税の非課税 | △ | △ | | | | | | | | | | | | 県税事務所 | |
| 44 | 相続税、贈与税の非課税等について | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 税務署 | |
| 就労の相談窓口 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | 障がい者就労支援センター | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 障がい福祉課 | |

心身に障がいのある人のために

手帳について

身体障害者手帳

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある人

【内容】

障がいの程度によって 1 から 6 級までに区分され、埼玉県知事が手帳を交付します。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

手帳を取得するためには申請が必要です。下記窓口までお問合せください。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

療育手帳

【対象者】

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）で判定を受け、知的障がいと認定された人

【内容】

障がいの程度によって最重度から軽度までに区分され、埼玉県知事が手帳を交付します。さまざまな福祉制度等を利用する場合に活用できます。

手帳を取得するためには申請が必要です。下記窓口までお問合せください。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

精神障害者保健福祉手帳

【対象者】

精神疾患（てんかん、高次脳機能障害を含む）と診断された日（初診日）から 6 か月以上経過した人で、精神障がいのために日常生活または社会生活に制限のある人

【内容】

障がいの程度によって 1 から 3 級までに区分され、埼玉県知事が手帳を交付します。さまざまな福祉制度等を利用する場合に活用できます。

手帳を取得するためには申請が必要です。下記窓口までお問合せください。

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

医療について

重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

次のいずれかに該当する人（所得制限あり）。ただし平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で新規又は等級変更により手帳の交付を受けた人は除きます。

- (1) 1 から 3 級の身体障害者手帳を持っている人
- (2) ㊤・A・B の療育手帳を持っている人、または同程度の障がいのある人
- (3) 1 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- (4) 2 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人（※）
- (5) 65 歳以上 75 歳未満の人で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障がいの状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている人（身体障害者手帳の 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳の 2 級、国民年金障害基礎年金証書 1、2 級）
- (6) 75 歳以上の人で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けている人（身体障害者手帳の 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳の 2 級、国民年金障害基礎年金証書 1、2 級）

【内容】

病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費、食事療養標準負担額、附加給付及び上記対象者（3）に該当する人が精神病床に入院したときの一部負担金を除く）の一部負担金を助成します。

※（4）に該当する人は精神通院医療費（自立支援医療費を併用した場合に限る）の一部負担金を助成します。

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、利用者負担が過大なものにならないように、所得に応じて月の負担額を設定（これに満たない場合は1割負担）して医療費の自己負担額を軽減する制度です。

自立支援医療は、都道府県等が指定した指定医療機関での治療に限られ、有効期限は最長1年以内となります。

なお、制度を利用するには事前の申請が原則となっています。申請手続等については、下記窓口までお問い合わせください。

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

1 育成医療

【対象者】

18歳未満で、身体に障がいがあるか、またはそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる疾患があり、その障がいまたは疾患を除去・軽減する手術などの治療によって、確実な治療効果が期待できる人

【内容】

手術などの治療により症状が軽くなり、日常生活が容易に出来るようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の給付が受けられます（心臓手術、じん移植術、人工透析など）。

2 更生医療

【対象者】

18歳以上で、身体障害者手帳を持ち、その障がいを除去・軽減する手術などの治療によって、確実な治療効果が期待できる人

【内容】

手術などの治療により症状が軽くなり、日常生活が容易に出来るようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の給付が受けられます（心臓手術、じん移植術、人工透析など）。

※疾患により、加入している医療保険者が交付する特定疾病療養受療証が必要です。

3 精神通院医療

【対象者】

精神疾患（てんかん、高次脳機能障害を含む）で病院に継続的に通院する人

【内容】

精神疾患で、通院による治療を行う場合に受けられます。

自己負担上限月額（育成医療・更生医療・精神通院医療）

| 所得区分 | 自己負担割合 | 1か月の自己負担上限額 | | | | |
|---|----------------|----------------|------------------------------------|----------------|--------------------|---------|
| | | 「重度かつ継続」に該当しない | | 「重度かつ継続」に該当する | | |
| 生活保護世帯 | 0割 | ① | 0円 | | 左記と同じ (認定の必要なし) | |
| 市町村民税非課税世帯 (低所得層1) 本人収入額年80万円以下 ※R8.7月から826,500円以下 | 1割 | ② | 2,500円 | | | |
| 市町村民税非課税世帯 (低所得層2) 本人収入額年80万円超 ※R8.7月から826,500円超 | | ③ | 5,000円 | | | |
| 市町村民税 (中間層1) 所得割3万3千円未満 | 1割 | ④ | 上限額の 設定なし (医療保険の自 己負担限度額) | 育成医療 5,000円 | ④' | 5,000円 |
| 市町村民税 (中間層2) 所得割23万5千円未満 | | | | ⑤ | 10,000円 | ⑤' |
| 市町村民税 (一定所得以上) 所得割23万5千円以上 | ⑥' のみ 1割 | ⑥ | 自立支援医療対象外 | | ⑥' | 20,000円 |

「重度かつ継続」の範囲については、以下のとおりです。

① 疾病、症状等から対象となる人

○更生・育成　じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

○精神通院　統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がいもしくは薬物関連障がい（依存症等）の人、または集中・継続的な医療を要する人として、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続する事から対象となる人

○更生・育成・精神通院　医療保険の多数該当の人

後期高齢者医療制度による医療給付

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を対象になりますが、以下に該当する人は65歳から認定を受けることができます。

【対象者】

65歳以上75歳未満の人で次のア～エのいずれかに該当し、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

- ア 身体障害者手帳の 1 級・2 級・3 級及び 4 級の一部の人
- イ 精神障害者保健福祉手帳の 1 級・2 級の人
- ウ 療育手帳の㊤・Aの人
- エ 障害基礎年金の 1 級・2 級の人

※加入を希望する人は、身体障害者手帳等をご持参のうえ、申請をしてください。

【窓口】

保険年金課 後期高齢者医療担当（内線 2355・2356）

障害者歯科診療

【対象者】

心身に障がいのある人で、一般歯科診療所では治療困難な人

【内容】

埼玉県総合リハビリテーションセンター等で歯科治療を希望される場合、北本市で診療予約を行いますので、下記窓口までお問合せください。

なお、かかりつけ歯科医師がいる場合は、紹介状を作成してもらったうえで、直接予約申し込みをして構いません。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

障害者歯科相談医制度

【内容】

埼玉県から指定を受けた相談医は、県立障害者歯科専門診療所ならびに埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターと連携し、次にあげる役割を担っています。

- ・地域における歯科診療の担当者として障がい者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行います。
- ・必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れを行い、地域の障害者等歯科保健医療の推進に積極的に協力します。
- ・障がい者等の歯科保健、医療の推進に積極的に協力します。

| 相談医氏名 | 診療所の名称 | 診療所の住所・連絡先 | 備考 |
|-------|-------------|--|-------------------------|
| 松崎 哲 | まつざき歯科クリニック | 北本市東間 6-71 048-540-6480 048-540-6874 | (一社)日本障害者歯科学会認定医・専門医(※) |

※一般社団法人日本障害者歯科学会が、歯科診療の立場から障害者の社会生活や日常生活を支援し、社会福祉の向上と障害者歯科学発展に寄与することを目的として定めた制度です。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

日常生活について

補装具費(購入・修理等)の支給

【内容】

身体障がい者（児）の障がいのある部分や失われた部位を補って、日常生活を容易にするために次の補装具費（購入・修理等）の支給を行っています。平成 25 年 4 月からは、難病等のある人も支給を受けられるようになりました。

介護保険の対象になっている人は、介護保険の給付が優先されます。

また、医師が治療上必要と認めた義肢や装具、義眼などを作ったときは、医療保険で治療用装具としての療養費が支給されます。

なお、月額負担上限額の範囲内で、補装具費の 1 割が自己負担（非課税世帯を除く）となります。購入または修理を行う前に、ご相談ください。

負担上限月額

| 区分 | 世帯の収入等 | 利用者負担額 | 負担上限月額 |
|--------|---------------------|------------------|---------|
| 非課税世帯 | 市民税非課税世帯 | 0円 | |
| 課税世帯 | 市民税課税世帯 | 1割 | 37,200円 |
| 一定所得以上 | 最多納税者の市民税所得割が46万円以上 | 支給対象外 ※障害児を除く | |

補装具の種類

| 補装具の種目 | 種類 |
|---------|---|
| 視覚障がい者用 | 視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼、眼鏡 |
| 聴覚障がい者用 | 補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ） |
| 肢体不自由者用 | 義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（多点杖等）、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※次の補装具は、児童のみです。 排便補助具、起立保持具 |

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

日常生活用具の給付

【対象者】

- (1) ～ (3) に該当し、かつ給付品目の条件に該当する人
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人
 - (2) 知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障害と判定された人
 - (3) 総合支援法に基づく難病疾患患者等

介護保険の対象になっている人は、介護保険の給付が優先されます。なお、負担上限月額範囲内で、用具費の1割が自己負担（非課税世帯は除く）となります。

負担上限月額

| 区分 | 世帯の収入等 | 利用者負担額 | 負担上限月額 |
|--------|---------------------|------------------|---------|
| 非課税世帯 | 市民税非課税世帯 | 0円 | |
| 課税世帯 | 市民税課税世帯 | 1割 | 37,200円 |
| 一定所得以上 | 最多納税者の市民税所得割が46万円以上 | 支給対象外 ※障害児を除く | |

【内容】

日常生活の便宜を図るよう、障がいの種類及び程度により、日常生活用具を給付（一部貸与）します。事前に、ご相談ください。

給付品目…便器、特殊マット、特殊寝台、点字タイプライター、視覚障がい者用時計、ストマ用装具、人工喉頭、住宅改修など。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

難聴児等補聴器購入費助成事業

【対象者】

左右いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが25デシベル以上であって、身体障害者手帳の交付の対象となっていない22歳未満の難聴児等（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。ただし、満18歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については学生であること等の条件があります）。

補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師から判断されていることや、補聴器の購入に係る助成を受けていないこと等が条件となります。

【内容】

言語の習得及び教育等における健全な発達を支援するために、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入・修理費（補聴器の種類に応じて、基準価格の3分の2）を助成します。

助成する補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とします。教育・生活

上において必要と認められる場合には、両側装用のそれぞれについて助成します。

必ず購入前に申請してください。申請には医師の意見書、補聴器の見積書が必要となります。申請時、窓口で今までに装用したことがある補聴器について聞き取りを行います。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【対象者】

埼玉県が定めた小児慢性特定疾病児童等

【内容】

日常生活の便宜を図るよう、疾病の種類及び程度により、日常生活用具を給付します。なお、世帯の所得税額等に応じた費用負担があります。

給付品目…便器、特殊マット、特殊寝台、電気式たん吸引器など。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

紙おむつ代の助成

【対象者】

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳④・A を持っている人のうち、在宅で常時失禁状態にあり、紙おむつを使用し、生計中心者の前年所得税が非課税の世帯の人 ※施設に入所及び長期入院している場合を除きます。

【内容】

申請をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から助成します。紙おむつの購入代について、3 か月 1 8, 0 0 0 円を限度に、4 月・7 月・1 0 月・1 月に、それぞれの前月までの 3 か月分をまとめて助成します。

※領収書の添付が必要です。

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

重度身体障害者居宅改善整備費の補助

【対象者】

身体障害者手帳を持っている人で、下肢、体幹、視覚の障がいの程度が 1・2 級の人

【内容】

重度身体障がい者の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進

するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ、使いやすく改造する場合、総額の 2/3 の補助で上限 24 万円（生活保護世帯は 36 万円）の範囲内で補助します。ただし、介護保険制度の住宅改修など、他の補助制度による補助を受ける工事等については、対象とならない場合もあります。

なお、補助金の交付は 1 回限りです。

世帯所得が多い場合は対象にならないことがあります。

工事を始める前に、ご相談ください。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

介護給付・訓練等給付

【対象者】

障害者総合支援法に基づく身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）及び難病等のある人

【内容】

次頁にあるサービスの一覧を参照ください。サービスを利用する場合は、障害支援区分の認定が必要なサービスもあります。

なお、介護保険に該当する人は介護保険によるサービスが優先されます。

【利用者負担】

自己負担上限月額の限度額以内で、利用したサービス費用の 1 割が自己負担となります。また、食費等も自己負担となります。

負担上限月額

| 生活保護世帯 | 市町村民税 非課税世帯 | 市町村民税課税世帯 | | |
|--------|----------------|-------------|----------------------------|-------------------|
| | 低所得 | 一般 (注 1) | | 一般 2 (注 2) |
| 0 円 | 負担上限月額 0 円 | 居宅で生活する障がい児 | 居宅で生活する障がい者及び 20 歳未満の施設入所者 | 左記以外 37, 200 円 |
| | | 4, 600 円 | 9, 300 円 | |

注 1) 市町村民税課税世帯に属する者のうち、「居宅で生活する者」または「20 歳未満の施設入所者」に該当し、かつ、市町村民税所得割額が 16 万円（障がい児及び 20 歳未満の施設入所者にあっては 28 万円）未満のもの。

注 2) 市町村民税課税世帯に属する者のうち、注 1) に該当しないもの。

※ 施設サービスを利用する人で、市町村民税非課税世帯の人は、各種の負担軽減措置が利用できる場合もあります。

| サービスの種類 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で、入浴、食事などの身体介護や、洗濯、掃除などの家事援助等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障害者等 包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気などの場合に居宅において一時的に介護を受けることが困難になったときに、施設等に短期入所し、必要な介護・支援を行います。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、日中、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 |
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労選択支援 | 就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の整理を行い、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他必要な支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。 |
| 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある人 |

| | |
|---------------------|---|
| | 等に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当 (内線 2333・2334・2434)

障害児通所支援事業**【対象者】**

障がい児 (療育等の必要性が認められる児童)

【内容】

障害児通所支援を利用する保護者は、市に申請を行い、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

【利用者負担】

月ごとの利用者負担上限額の範囲内で、利用したサービスの1割が自己負担となります。

| サービスの種類 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 児童発達支援 | 未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 未就学の重度の障がい児の居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障がい児に授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 |

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当 (内線 2333・2334・2434)

高額障害福祉サービス等給付費**【対象者】**

同じ世帯で同じ月に障害福祉サービス等を利用している人が複数いる場合や、同じ人が障害福祉サービス等を併せて利用している場合に、世帯における利用者負担額の合計が基準額を超えた人

【内容】

申請をすると、基準額を超えた分の金額が「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額

障害児通所給付費」または「高額障害児入所給付費」として後から支給されます。

〈合算の対象となる費用〉

同一の月に利用した次の(1)～(5)にかかる利用者負担額が対象となります(1割負担分以外の実費負担額は対象になりません)。

(1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の利用者負担額

【サービスの例：居宅介護、短期入所など】

(2) 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

【サービスの例：訪問介護、訪問看護、福祉用具貸与など】

※高額介護サービス費、高額介護予防サービス費により償還された費用を除きます。

※同一の人が介護給付費等(1)を併せて利用している場合に限りです。

(3) 障害者総合支援法に基づく補装具費の利用者負担額

(4) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の利用者負担額

【サービスの例：児童発達支援、放課後等デイサービスなど】

(5) 児童福祉法に基づく障害児入所給付費の利用者負担額

〈基準額〉

37,200円

※ただし、次の(1)、(2)に該当するときは、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、最も高い額が基準額となります(障がい児の特例)。

(1) 同一の障がい児が根拠条項の異なる複数のサービスを利用している場合(例：合算対象となる費用の(1)と(4)の併用など)

(2) 同一世帯に属する複数の障がい児がそれぞれサービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合

【窓口】

障がい福祉課 給付担当(内線 2336・2337・2447・2449)

新高額障害福祉サービス等給付費

【対象者】

(1)～(5)のすべてを満たす人

(1) 65歳に達する日の前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)に係る支給決定を受けていた人

(2) 本人が65歳に達する日の前日の属する年度(4月～6月の場合は前年度)において、本人及びその配偶者が市民税非課税者または生活保護受給者であった人

(3) 65歳に達する日の前日において、障害支援区分(障害程度区分)は区分2以上であった人

(4) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない人

(5) 障害福祉相当介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)を利用している人

【内容】

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていた人で上記の要件をすべて満たす場合、申請により障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。そのため新高額障害福祉サービス等給付費の支払いは、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の決定後となります。

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

移動支援事業・日中一時支援事業等(地域生活支援事業)**【対象者】**

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）及び難病等のある人

【内容】

障がいのある人等が、その有する能力や適性に応じた自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として地域生活支援事業を実施しています。

北本市では、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、次のページのようなサービスを行っています。

【利用者負担】

事業によって、費用の一部を自己負担していただきます。

| サービスの種類 | 内 容 | 利用者負担 |
|--------------|--|------------|
| 相談支援事業 | 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 | 無料 |
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。 | 所得に応じて負担 |
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人に対する日中活動の場や、介護している家族の一時的な休息を提供します。 | 所得に応じて負担 |
| 訪問入浴サービス事業 | 身体上の障がいにより家庭において入浴が困難な人に対して入浴サービスを提供します。 | 所得に応じて負担 |
| 地域活動支援センター事業 | 障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。 | 事業所ごとの負担あり |

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

障害児(者)生活サポート事業

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- (2) 知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障がいと判定された人
- (3) 医師により、発達に障がいがあると診断された人、難病等のある人

【内容】

障がい児(者)及びその家族の必要に応じて、障がい児(者)に対する一時預かり、外出時の介助などを迅速・柔軟に行う事業で、市に登録した民間団体が行っています。サービスの利用時間は、年間で150時間が限度になります。ただし、事前に申請手続きが必要です。

内 容 一時預かり、外出介助、一時的な送迎、派遣による介護

利用料 1時間950円

ただし、障がい児は世帯の所得に応じ1時間0円～950円

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線2333・2334・2434）

要約筆記者の派遣

【対象者】

市内に居住している聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者等で、要約筆記を必要とする人

【内容】

社会参加の促進を図るため、埼玉県内に要約筆記者を派遣します。派遣の費用は無料です。ただし、派遣先で費用がかかる場合は利用者の負担になります。派遣を希望する場合は、派遣を必要とする日の1週間前までに申請をしてください。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線2333・2334・2434）

手話通訳者の派遣

【対象者】

市内に居住または通勤している聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者等で手話通訳を必要とする人

【内容】

社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、埼玉県内に手話通訳者を派遣します。派遣の費用は無料です。ただし、派遣先で費用がかかる場合は利用者の負担になります。派遣を希望する場合は、派遣を必要とする日の3日前までに申請をしてください。

また、感染症の疑いがある場合と市庁舎内での手続等において、遠隔手話通訳のサービスを行っています。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961 F A X 048-592-6460
メールアドレス kitasyuwa@mb.jnc.ne.jp

視覚障害者ガイドヘルパーの派遣

【対象者】

身体障害者手帳を持っている人で、視覚の障がいの程度が1級・2級の人
なお、介護給付の同行援護の利用が優先です。

【内容】

視覚障害者ガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要な外出をする場合の手助けを
します。派遣の費用は無料です。ただし、県外分の交通費や入場料等は利用者の負担
になります。派遣を希望する場合は、事前に登録が必要です。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961

車椅子の貸出し

【対象者】

身体に障がいのある人

【内容】

市民からリサイクルを目的に提供された車椅子を修理、洗浄して貸出しをしていま
す。身体障害者手帳による支給対象者は、そちらが優先されます。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961 F A X 048-592-9442

福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

【対象者】

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある人など

【内容】

定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常生活に必要な事務の手続き、暮らしに
必要なお金の出し入れのお手伝い等をする有料のサービスです。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961

身体障がい者訪問理美容サービス事業

【対象者】

身体障害者手帳を持っている人で、両下肢または体幹の障がいの程度が1級の人

【内容】

理美容券により協力店から訪問による理美容サービスが受けられます。理美容券の補助額は3,600円で、年間4枚発行します。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961

重度障害者移動支援事業

【対象者】

肢体に障がいがある人や歩行することが困難な人で、車いすを使用する必要があり、次の各項目のいずれかに該当する人

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- (2) 埼玉県特定医療支給認定実施要綱、埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱または埼玉県小児慢性特定疾病医療費支給認定等実施要綱に基づく医療給付を受けている人

【内容】

車いすで利用できるリフト付き自動車（ハンディキャブ）を貸出しします。貸出期間は3日以内で、運転者は利用者が確保してください。また、使用した燃料費は自己負担となります。利用される場合は、利用開始日の1週間前までに申請してください。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961

緊急時通報システム

【対象者】

身体障害者手帳1・2級の人で、外出が困難な人のみの世帯

【内容】

緊急時通報装置を利用して受信センターに通報することにより、速やかな救急活動及び相談を行います。

協力員が2～3人必要です。

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

聴覚障がい者等の緊急時通信「Net119」「緊急時FAX通信」

【対象者】

聴覚・音声・言語機能障がい者で、身体障害者手帳を持っている人

【内容】

聴覚に障がいのある人等からの救急、火災その他の災害出動要請を、携帯電話・FAXにより通報を円滑かつ的確に対応するためのものです。利用には、事前登録が必要です。

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

人工呼吸器等利用者の登録

【対象者】

人工呼吸器等の医療機器を使用している人

【内容】

東京電力に事前に患者登録をしておくことで、停電時に東京電力より小型発電機の貸出等が受けられる場合があります。

【窓口】

東京電力パワーグリッドコンタクトセンター 電話 0120-995-007

ヘルプマーク

【対象者】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人

【内容】

配慮を必要としていると周りの人に知らせることで、援助を得やすくなります。

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

ヘルプカード

【対象者】

障がいのある人など

【内容】

必要な支援や、障害名・病名、緊急連絡先などを記載し、普段から所持していただくことで、緊急時や災害時などに援助を得やすくなります。

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

図書館でのサービス

| サービス | 対象者 | 窓口 |
|--------------|--|---|
| (1) 対面朗読 | 図書館の利用券の交付を受けた人で、下記の各項目に該当する人 ①身体障害者手帳の交付を受けた人及びこれに準ずる人 | 北本市立中央図書館 (文化センター内) 電話 048-592-0795 ※対面朗読は、中央図書館でのみ行っております。 |
| (2) 録音図書の貸出 | ②療育手帳の交付を受けた人及びこれに準ずる人 ③65歳以上の人で高齢者の医療の確保に関する法律施行令で定める程度の障がいのある人 ④その他館長が認めた人 | |
| (3) 拡大読書器の利用 | 弱視の人及び小さな活字を読むことが困難な人 | |
| (4) 電子図書館 | 図書館の利用券の交付を受けた人で、北本市在住・在勤・在学の人 | |

(1) 対面朗読

【内容】

図書館の本・新聞・雑誌・その他ご自分の本などを、朗読者が図書館内の朗読室でお読みいたします。

※事前に予約してください。予約をしていない場合、イベント等のため朗読室のご利用をお待ちいただくことがあります。

(2) 録音図書の貸出

【内容】

図書や新聞記事等を録音したデジターCDをお貸しいたします。

※デジターCDを聴くには専用の再生機が必要です。貸出も行っております。

なお、視覚に障がいのある人には、貸出しと返却のいずれも無料で郵送の取扱いができます。

(3) 拡大読書器の利用

【内容】

拡大読書器は、本・雑誌・新聞等の活字を最大7倍までズームで拡大できます。明るさの調整、グレースケール表示、白黒反転なども可能です。

図書館のカウンターにお申し出ください。

(4) 電子図書館

【内容】

インターネットに繋がるパソコンやタブレット端末、スマートフォンがあれば、来館することなく、電子書籍を借りることができます。

(障がい者向けサービス機能)

ア 画面表示に関する機能（対応コンテンツのみ）

(ア) 文字拡大機能…文字の大きさを5段階で変更可能

(イ) 色反転機能…文字と背景色を反転させ、読みやすくすることが可能

イ 音声読み上げ機能（対応コンテンツのみ）

読み上げのスピードは5段階に変更可能で、読み手の性別も変更できます。

ウ 障がい者向けテキスト版サイト

マウスを使用しないで、スクリーンリーダー(※)の音声を頼りにキーボード操作可能な「視覚障がい者利用支援サイト」を用意し、全盲の視覚障がい者の方でも独力で、検索・貸出・閲覧・返却が可能です。

※スクリーンリーダー…視覚障がい者等がマウス等を使わずに音声情報で PC 操作するためのソフト

北本市電子図書館サイト



※その他、「埼玉県立熊谷点字図書館」「埼玉点字図書館」でも、点字・録音図書制作や貸出、デイジー図書再生機の貸出等、視覚障がい者への情報提供を行っております。詳細は各施設にお問い合わせください。

| 施設名 | 電話番号 | 住所 |
|------------------------------|--------------|---------------------------|
| 埼玉県立熊谷点字図書館 | 048-525-0777 | 熊谷市末広 3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎内 |
| 埼玉点字図書館 社) 埼玉県視覚障害者福祉センター | 048-652-4824 | 大宮区大成町 1-465 |

声の広報

【対象者】

視覚障がいのある人

【内容】

朗読ボランティアグループ「かばざくら」様の御協力のもと、毎月の広報きたもとをCDに録音し、無料で貸し出しています。

【窓口】

市長公室シティプロモーション・広報担当（内線 2226・2227・2477・2602）

埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

【内容】

障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に利用者証を交付し、公共施設や商業施設に設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

【対象者】

| 障がいの区分 | 障がいの区分 | | 障がいの級別 | 申請に必要な書類など |
|-----------------------|---|-------|--|------------|
| 身体障がい者 | 視覚障がい | | 4 級以上 | 身体障害者手帳 |
| | 聴覚障がい | | 3 級以上 | |
| | 平衡機能障がい | | 5 級以上 | |
| | 上肢不自由 | | 2 級以上 | |
| | 下肢不自由 | | 6 級以上 | |
| | 体幹不自由 | | 5 級以上 | |
| | 脳原性運動機能障がい | 上肢機能 | 2 級以上 | |
| | | 移動機能 | 6 級以上 | |
| 内部機能（免疫機能障がいを含む） | | 4 級以上 | | |
| 知的障がい者 | 療育手帳の障害程度の欄が A 以上の方 | | 療育手帳 | |
| 精神障がい者 | 精神障害者手帳保健福祉手帳の障害区分が 1 級の方 | | 精神障害者保健福祉手帳 | |
| 難病患者 | 特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 | | 次のいずれか 特定疾患医療受給者証 指定難病医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証 | |
| 高齢者等 | 介護保険の要介護状態の区分が要介護 1 以上の方 | | 介護保険被保険者証 | |
| 妊産婦 | 妊娠 7 か月から産後 1 年までの方 (産後は乳児と同伴の場合に限る) | | 母子健康手帳 | |
| けが人など | 医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方(原則 1 年以内) | | 次のすべて ・医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書など | |
| その他車椅子の常時使用が必要と認められる方 | 医師の診断や福祉サービスの利用票、車椅子購入の領収書などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められる方 | | ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど) | |

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

高齢介護課（内線 2321・2322・2323）

駐車禁止適用除外

【対象者】

| 対象者 | 備考 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 身体障害者手帳の交付を受けている人 | 別表に該当する障がいを有し、歩行が困難と認められる人 |
| 療育手帳の交付を受けている人 | 重度（療育手帳の㊸・A）の障がいを有する人 |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 | 1級の障がいを有する人（自立支援医療費の支給を受けている人） |
| 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている人 | 色素性乾皮症に該当する人 |

（別表）

| 障がいの区分 | 障がいの区分 | 障がいの級別 | |
|---------|------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 身体障害者手帳 | 視覚障がい | 1級～3級までの各級 4級の1 | |
| | 聴覚障がい | 2級・3級 | |
| | 平衡機能障がい | 3級 | |
| | 上肢不自由 | 1級、2級の1、2級の2 | |
| | 下肢不自由 | 1級～4級までの各級 | |
| | 体幹不自由 | 1級～3級までの各級 | |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1級・2級（上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） |
| | | 移動機能 | 1級～4級までの各級 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障がい | | 1級・3級 |
| | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障がい | | 1級～3級までの各級 |

【内容】

標章を掲出している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く。）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。

【窓口】

各警察署交通課（鴻巣警察署 電話 048-543-0110(代表)

運転免許適性相談

【対象者】

- (1) 心身に障がいのある人で、これから運転免許を取得したい人
- (2) 運転免許を取得した後に心身に障がいが生じた人

【内容】

心身に障がいのある人を対象に、運転免許の受験等の適性相談を行っています。費用は無料です。

| 受付日 | 受付時間 |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 月～金曜日の平日 (祝日・休日・年末年始を除く) | 9時～15時 |
| 毎月第3日曜日 | *予約が必要です。 予約先は、運転免許センターです。 |

【必要書類等】

| 項目 | 必要書類等 |
|---------------------|--|
| これから免許を取得したい人 | ①写真2枚(6ヶ月以内に撮影したもの)縦3cm×横2.4cm ②障害者手帳(持っている人) |
| 運転免許の条件の解除を希望する人 | ①運転免許証 ②障害者手帳(持っている人) |
| 運転免許を取得した後に障がいが生じた人 | ①運転免許証 ②障害者手帳(持っている人) ③印鑑 |

【窓口】

〒365-8501 鴻巣市大字鴻巣 405-4
埼玉県警察 運転免許センター 運転免許試験課
電話 048-543-2001

公営住宅等の入居について

【内容】

(1) 市営住宅：台原住宅、山中住宅

高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯等に該当する世帯については、抽選の当選率が優遇される場合があります。

(2) 県営住宅（市内）：二ツ家団地、中丸団地、本宿団地

高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯等に該当する世帯については、抽選の当選率が優遇される場合があります。

(3) UR賃貸住宅（市内）：北本団地

一般住宅のほか、高齢者向け優良賃貸住宅の募集を実施しています。

※各住宅の応募には入居資格等の条件がありますので、詳しくは下記へお問合せください。

【問合せ先】

(1) 市営住宅：（土、日、祝日休み）

建築開発課 営繕・住宅担当 048-594-5574（直通）

(2) 県営住宅：（土、日、祝日休み）

埼玉県住宅供給公社 048-829-2875

(3) UR賃貸住宅：（水、祝日休み）

UR大宮営業センター 048-649-2277

助成・減免について

JR(鉄道)運賃の割引

【対象者・内容】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（いずれも旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に1種または2種の記載のあるもの）をお持ちの方とその介護者

| 区 分 | 割引乗車券の種類 | 割引率 | 取扱区間 |
|--------------------------------|----------------------------------|----------------|------------------------------|
| 第1種障害者 介護者付き添いで利用する場合 | 普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券 | 本人・介護者 とも5割 | 全線 |
| 第1種障害者 第2種障害者 単独で利用する場合 | 普通乗車券 | 5割 | JR、連絡会社線の片道の乗車距離が100kmを超える区間 |
| 12歳未満の第2種障害児 介護者付き添いで利用する場合 | 定期乗車券 | 介護者 のみ5割 | |

小児（12歳未満）定期乗車券は割引されません。

私鉄についても、同様の割引を行っておりますが、乗車距離との関係で、その取扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接各社へお問合せください。

【手続方法】

手帳の提示のみで、割引が受けられます。

なお、大人で第1種の手帳をお持ちの人が、介護者とともに乗車する場合には、ご利用される乗車距離100kmまでは、自動券売機で小児用乗車券を購入し、乗車できます（有人改札口をご利用ください）。

【窓口】

各JR窓口

バス運賃の割引

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳を持っている人
- (2) 戦傷病者手帳を持っている人
- (3) 療育手帳を持っている人
- (4) 施設入所（児）者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳を持っている人（※）

※割引を受けるためには、運賃支払いの際に精神障害者保健福祉手帳の写真に

よる本人確認が必要になる場合があります。

【内容】

県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です。

※第1種身体障害者、療育手帳を持っている知的障がい者、要介護の施設入所者(児)、及び精神障害者保健福祉手帳を持っている人は付き添いの人も割引になります。

【手続方法】

手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所(児)者として割引を受ける場合は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

【窓口】

各バス会社

デマンドバス利用料金の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】

デマンドバスは、市内在住、在勤、在学の方にご利用いただける「ドア・トゥー・ドア」の公共交通です(自力もしくは介助者同行により乗車できる人に限ります)。ご利用の際に運転手に障害者手帳を提示していただくことで、片道料金500円を半額に割り引きます。

【登録手続】

デマンドバスのご利用には、事前の登録と予約が必要です。

【登録・予約専用電話】

048-592-0033 (8:00~18:00 年中無休:島田観光バス株式会社)

【窓口】

くらし安全課 交通・防犯担当(内線2281・2282・2284)

国内航空旅客運賃の割引

【対象者】

満12歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(※)を持っている人とその介護者1人

※顔写真付きかつ搭乗日当日に手帳が有効期間内であること

【内容】

障がい者に対する航空旅客運賃の割引制度です。適用区間は、定期航空路線の国内線全区間となります。割引運賃は各航空運送事業者によって設定されており、事業者または路線によって異なります。詳しくは、各事業者にお問合せください。

【窓口】

各航空運送事業者

タクシー運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示することにより割引が受けられます。

※割引該当の有無、内容については事業者により異なりますので、詳しくは各タクシー事業者にお問合せください。

【窓口】

各タクシー事業者

福祉タクシー事業

【対象者】

在宅で、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている人

【内容】

利用券を発行して、小型及び中型タクシーの初乗り料金分を補助します。利用券は年間 36 枚発行します。ただし、指定されたタクシー会社に限りです。

※自動車燃料費助成を受けている場合には対象になりません。

【登録手続】

北本市社会福祉協議会へお問合せください。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961

自動車燃料費助成事業

【対象者】

在宅で、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている人

【内容】

年間 5,000 円を限度として、自動車燃料費の一部を助成します。

※福祉タクシー事業を受けている場合には対象になりません。

【登録手続】

北本市社会福祉協議会へお問合せください。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 電話 048-593-2961

有料道路の割引

【対象者】

- (1) 障がい者本人が運転する場合
- ・身体障害者手帳を持っている人
- (2) 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合
- ・身体障害者手帳を持っている人のうち、種別が第1種の人
 - ・療育手帳を持っている人のうち、障害程度が㊤・Aの人

【内容】

料金を支払う際に、あらかじめ障がい者割引の対象である旨を記載したシールが貼付された身体障害者手帳または療育手帳を提示し、確認を受けて割引を受けることとなります。ETCを利用する場合は事前に登録をしてから割引を受けることとなります。

通常料金の半額を割り引きます。ただし割引後の料金の額に端数が生じる場合は、10円単位で切上げます。

【登録手続】

登録に必要な書類は次の表のとおりです。

なお、ETCを利用する場合には、事前にETC車載器を取り付けておくことが必要となります。

| 項 目 | 必要書類等 |
|-------------------------------------|--|
| ETCを利用する場合 | ①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証 ③運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） ④ETCカード（原則、本人名義のもの） ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書 |
| 現金等でお支払いされる場合や、事前登録されていない自動車を利用する場合 | ①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証（自動車を登録しない場合は不要） ③運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） |

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

【問い合わせ】

有料道路ETC割引登録係 電話 045-477-1233

NHK受信料の減免**【対象者・内容】**

| 全額免除 | 半額免除 |
|--|--|
| (1)「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合 | (1) 視覚・聴覚障がい者が世帯主で受信契約者の場合 (2) 重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主で受信契約者の場合 |

【窓口】

障がい福祉課（内線 2333・2334・2336・2449）

【問合せ】

NHKの各事業所

- ・さいたま西営業センター 049-246-3111
- ・NHKふれあいセンター 0570-077-077（ナビダイヤル）
050-3786-5003（IP電話等）

NTTふれあい案内(無料番号案内)**【対象者】**

(1) 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

| | 身体障害者等級表による級別 |
|--|----------------------|
| 視覚障がい | 1～6級 |
| 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） | 1、2級 |
| 聴覚障がい | 2級、3級、4級、6級（1、5級はなし） |
| 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい | 3級、4級（1、2級はなし） |

(2) 療育手帳をお持ちの方

(3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(4) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

| | 身体障害者等級表による級別 |
|------------------------|----------------|
| 視覚障がい | 特別項症～第6項症 |
| 肢体不自由（上肢） | 特別項症～第2項症 |
| 聴覚障がい | 第2項症、第4項症 |
| 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい | 第1項症、第2項症、第4項症 |

【内容】

番号案内（104 番）を利用する際、あらかじめ登録された電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

【問合せ】

ふれあい案内事務局

電話 0120-104174（全国共通）

FAX 0120-104134（全国共通）

携帯電話使用料等の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】

基本使用料、通話料等の割引

※割引の有無や内容については、各携帯電話事業者にお問合せください。

【問合せ】

各携帯電話事業者

公共施設使用料等の減免

【対象】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】

埼玉県内の公共施設を利用するとき、使用料等を減免している施設がありますので、詳しくは直接施設へお問合せください。

運転免許取得費の補助

【対象者】

次の各項目に該当する人。過去に助成を受けた人は除きます。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、道路交通法第96条の規定により運転免許試験の受験資格を有する人
- (2) 自動車運転免許の取得により、収入が向上し、就労に有利になる等、その更生が見込まれる人
- (3) 市民税所得割額が16万円未満の世帯

【内容】

普通自動車運転免許を取得するために要する経費の額の3分の2に対し、12万円を限度として補助します。ただし、教習所へ通う前に申請手続きが必要です。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

自動車運転免許の無料教習

【対象者】

身体障害者手帳を持っている人で、下記の各項目に該当する人

- (1) 公共職業安定所に求職登録してある人
- (2) 運転免許試験場での運転適性審査に合格した人
- (3) 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた人

【内容】

身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の人、自動車運転免許を取得して就職しようとする場合、所定の教習料金が無料で運転教習が受けられます。

入所日は 4 月・7 月・10 月・1 月の各月の月初めで、教習期間は 3 か月です。詳細は施設へお問合せください。

【窓口】

〒352-0023 新座市堀ノ内 2-1-46

身体障害者運転能力開発訓練センター（運営：一般財団法人東厚生会）

電話 048-481-2711 FAX048-481-6578

ホームページアドレス <http://www.azumaen.or.jp>

自動車改造費の助成

【対象者】

身体障害者手帳を持っている人で、下記の各項目に該当する人。過去に助成を受けた人は除きます。

- (1) 自動車の改造により収入が向上し、就労に有利になる等、その更生が認められる人
- (2) 市民税所得割額が 16 万円未満の世帯

【内容】

改造に要する経費の額に対し、10 万円を限度として補助します。ただし、改造前に申請手続きが必要です。

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当（内線 2333・2334・2434）

手当・年金等について

在宅重度心身障害者手当

【対象者】

下記のいずれかに該当する人。

ただし、65歳以上で新規または等級変更により手帳の交付を受けた人は除きます。

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級の人
- (2) 療育手帳㊤・Aの人
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
- (4) 児童相談所の長または知的障害者更生相談所の長に、障がいの程度について最重度または重度と判定された人
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の人

【内容】

月額5,000円を6か月分まとめて9月・3月に支給します。

ただし、下記のいずれかに該当する人は支給停止となります。

- (1) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している人
※ただし、条例及び規則に定める超重症心身障害児に該当する人を除く
- (2) 施設に入所している人
- (3) 住民税が課税されている人

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

特別障害者手当等

以下の(1)～(3)の手当は、3か月分まとめて5月・8月・11月・2月に支給しますが、障がい者本人と扶養している人について一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

(1) 障害児福祉手当

【対象者】

20歳未満の人で、身体障害者手帳の1・2級の一部の人、療育手帳㊤の人、ならびに常時介護を要する精神障がい者、その他上記と同程度の人。ただし、障がいを支給事由とする年金を受給している人及び施設に入所している人は除きます。

【内容】

手当額は、月額16,560円（令和8年4月1日現在）

(2) 特別障害者手当

【対象者】

20歳以上で、精神または身体の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の

介護を要する状態にある人（国民年金 1 級程度の障がい重複する人及びそれと同程度以上と認められる人）。ただし、施設に入所している人及び継続して 3 か月を超えて病院等に入院している人は除きます。

【内容】

手当額は、月額 30,450 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(3) (経過) 福祉手当

【対象者】

昭和 61 年 4 月 1 日以前に福祉手当を受給していた人で、制度改正により障害基礎年金も特別障害者手当も受給できない人に対する経過措置として手当を支給するものです。

【内容】

手当額は、月額 16,560 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

特別児童扶養手当

【対象者】

下記のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい児を養育している父母または養育者（前年の所得が、一定額以上の場合は支給停止になります。）

- (1) 身体に重・中度の障がいまたは長期にわたる安静を必要とするもの（おおむね身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部）
- (2) 精神の障がいであって、(1) と同程度以上のもの
- (3) 身体または精神の障がい重複する場合であって、(1) または (2) と同程度以上のもの

※次の場合には手当が受けられません。

- ①申請する人や児童が日本国内に住所を有しない場合
- ②障がい児が施設に入所している場合
- ③障がい児が障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合

【内容】

手当は、次の額を 4 か月分まとめて 4 月・8 月・11 月に支給します。

（金額は、令和 8 年 4 月 1 日現在）

- ・重度障がい児 1 人につき月額 58,450 円
- ・中度障がい児 1 人につき月額 38,930 円

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

介護者手当

【対象者】

次の人を介護している人

(1) 身体障害者手帳1級で常時介護が必要な人

(2) 療育手帳④・Aで常時介護が必要な人

ただし、介護者、被介護者ともに市内在住であること

【内容】

月額2,000円を3か月分まとめて6月・9月・12月・3月に支給します。

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

埼玉県心身障害者扶養共済制度

【対象者】

加入対象者は、(1)の障がいのある人のいずれかに該当する人を現に扶養している保護者で、(2)の要件に全て該当する人

(1) 障がいのある人

① 知的障がいの人

② 身体障害者手帳1～3級をもっている人

③ 精神または身体に永続的な障がいのある人で、その障がいの程度が、①または②と同程度と認められる人

(2) 要件

① 埼玉県内（さいたま市除く）に住んでいる人

② 加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満の人

③ 加入時に特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態である人

【内容】

(1) 掛金

加入者は毎月掛金（加入時の年齢により1口あたり9,300円から23,300円まで）を納めます（所得や加入状況により、掛金が減額、免除される場合があります）。障がいのある人1人につき2口まで加入できます。

(2) 支給

加入者が死亡または重度障がいの状態になった場合、障がいのある人に年金（1口当たり毎月20,000円）が生涯にわたり支給されます。また、加入者より障がいのある人が先に死亡した場合に弔慰金（加入期間により1口当たり50,000円、125,000円、250,000円）が支給されます。

【窓口】

障がい福祉課 給付担当（内線 2336・2337・2447・2449）

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

1 障害基礎年金

【対象者】

次の条件のすべてに該当する人

- ① 初診日において、国民年金加入中、または 20 歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは 60 歳以上 65 歳未満の人で日本国内に住所を有すること。
- ② 障害認定日（原則、初診日から 1 年 6 カ月を経過した日）に国民年金法の障害等級表（1 級・2 級）に該当していること。
- ③ 初診日の前日において、初診日がある月の前々月までに保険料を納めた期間（保険料免除期間含む）が加入期間の 3 分の 2 以上あること。（ただし、初診日が令和 18 年 4 月 1 日前までは、初診日のある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がない場合も受けられます。）

※20 歳前に初診日がある人は、上記③は除きます。

【内容】

年金額

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

| 67 歳以下の場合 | | 68 歳以上の場合 | |
|-----------|----------------|-----------|----------------|
| 1 級 | 年額 1,059,125 円 | 1 級 | 年額 1,056,125 円 |
| 2 級 | 年額 847,300 円 | 2 級 | 年額 844,900 円 |

※障害基礎年金を受ける人に生計を維持されている子（18 歳に到達した年度末までの子、障がいの程度が 1 級・2 級に該当する場合は 20 歳未満の子）がいるときは、加算があります。

※20 歳前に初診日がある人は、本人の所得状況により一部または全部が支給停止されることがあります。

※請求時期は、①障害認定日による請求、②事後重症による請求があります。

※20 歳前に初診日がある人は、原則、20 歳到達日以降に請求できます。

【窓口】

保険年金課 国民年金担当（内線 2357・2358・2499）

※初診日が国民年金第 3 号被保険者期間中の場合は、大宮年金事務所へお問合せください。

2 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の 1 級または 2 級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乘せして障害厚生年金が支給されます。

また、障がいの状態が 2 級に該当しないときは、3 級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り（症状が固定）、障害厚生年金を受けるよりも軽度の障がいが残った場合は、障害手当金（一時金）が支給されます。

【窓口】

大宮年金事務所

住 所 さいたま市北区宮原町 4-19-9

電 話 048-652-3399（自動音声案内「1」を選択、その後「2」を選択）

最寄駅 JR 高崎線宮原駅

時 間 8時30分から17時15分

3 障害共済年金・障害一時金

組合員である間に初診日がある病気やけがにより、障害認定日（その初診日から起算して1年6か月を経過した日）において、障害等級が1級、2級または3級の状態にあるときに支給されます。

また、障害等級が1級、2級または3級に該当しない状態であっても、一定の障がいの状態にあつて退職したときは、障害一時金が支給されます。

※平成27年9月30日までに受給権が発生した「共済年金」についての説明です。

※平成27年10月1日以降に受給権が発生する「厚生年金」については、上記の「2 障害厚生年金・障害手当金」をご参照ください。

【窓口】

勤め先を受け持つ共済組合事務所

税金について

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、その障がいの程度により税の軽減措置があります。

税の内容により扱いが異なりますので、詳細はお問合せください。

住民税(市・県民税)・所得税

【対象者】

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族に心身の障がいがある場合は、次の額の障害者控除を受けられます。

【内容】

| 区 分 | 対 象 | 住民税 | 所得税 |
|-------------------------------------|--|------|------|
| 特別障害者 | (1) 1 級・2 級の身体障害者手帳を持っている人 (2) 療育手帳④・Aを持っている人 (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている人 | 30万円 | 40万円 |
| 障害者 | (1) 3 級～6 級の身体障害者手帳を持っている人 (2) 療育手帳B・Cを持っている人 (3) 精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級を持っている人 | 26万円 | 27万円 |
| 同居特別障害者 | 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、本人、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている人 | 53万円 | 75万円 |
| 本人の所得が 135 万円以下であるときは、住民税が非課税となります。 | | | |

【窓口】

税務課 市民税担当（内線 2272・2273）

※所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与係にお問合せください。

上尾税務署 048-770-1800

軽自動車税

【対象者】

(1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のうち、下記の表に該当する障がいを有する人

(2) (1) に該当する人と生計をともにする人

【内容】

(1)、(2) に該当する人が取得または所有する軽自動車等で、(1)、(2) に該当するまたは(1) に該当する人を常時介護する人で一定の要件に該当する人が運転し、専ら障がい者の通院、通学、通所または生業のために使用される軽自動車等の軽自動車税が減免される場合があります。

| 障がい区分 | | 障がいの程度 | |
|--------------------------------|----|------------------------------------|--|
| 視覚 | | 身体 障 害 者 手 帳 | 1 級～3 級または 4 級の 1（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1） |
| 聴覚 | | | 2 級・3 級 |
| 平衡機能 | | | 3 級 |
| 音声・言語機能 | | | 3 級（こう頭が摘出された場合に限る） |
| 上肢（主に手や腕） | | | 1 級・2 級 |
| 下肢（主に足） | | | 1 級～6 級 |
| 体幹 | | | 1 級～3 級、5 級 |
| 乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 | 上肢 | | 1 級・2 級 |
| | 移動 | | 1 級～6 級 |
| 心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸 | | | 1 級・3 級 |
| ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能、肝臓機 能 | | 1 級～3 級 | |
| 知的障がい | | 療育手帳④・A | |
| 精神障がい | | 精神障害者保健福祉手帳 1 級かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 | |

◎なお、車検証の「用途」欄に**特種**と記載され、かつ「車体の形状」欄に**車いす移動車、入浴車、身体障害者輸送車、入浴・寝具乾燥車**のいずれかが記載されているもの（自家用か、事業用かは不問）については、身体障がい者等の利用に供する車両に係る減免の対象になる場合があります。

北本市内に定置場を有し、障がい者のために使用する軽自動車等（納税義務者は個人名義かつ事業用以外）で、要件を満たすものは、納期限までに申請することにより障がい者 1 人につき 1 台に限り軽自動車税の減免が受けられます（普通自動車の減免との併用はできません）。

※次のものは申請ができませんのでご注意ください。

- ・納期限経過後のもの
- ・納期限前で納付済みのもの

【窓口】

税務課 市民税担当（内線 2283）

自動車税

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人のうち、下記の表に該当する障がいを有する人
 (2) (1) に該当する人と生計をともにする人

【内容】

(1)、(2) に該当する人が取得または所有する車で、(1)、(2) に該当するまたは(1) に該当する人を常時介護する人で一定の要件に該当する人が運転し、専ら障がい者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車については、定められた期間内に申請することにより、1 人につき 1 台まで自動車税が減免されます。

※戦傷病者手帳の交付を受けている人も一定の要件を満たす場合、減免を受けることができます。

※各手帳の交付申請中の人も仮申請ができます。

※詳しくは、次頁の窓口までお問合せください。

| 障がい区分 | | 障がいの程度 | | |
|--------------------------|----|---------------------------------|---|--|
| 視覚 | | | 1 級～3 級または 4 級の 1 (4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1) | |
| 聴覚 | | | 2 級・3 級 | |
| 平衡機能 | | | 3 級 | |
| 音声・言語機能 | | | 3 級 (こう頭が摘出された場合に限る) | |
| 上肢 (主に手や腕) | | 身 体 障 害 者 手 帳 | 1 級・2 級 | |
| 下肢 (主に足) | | | 1 級～6 級 | |
| 体幹 | | | 1 級～3 級、5 級 | |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能 | 上肢 | | 1 級・2 級 | |
| | 移動 | | 1 級～6 級 | |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能 | | | 1 級・3 級 | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能 | | | 1 級～3 級 | |
| 知的障がい | | | 療育手帳Ⓞ・A | |
| 精神障がい | | | 精神障害者保健福祉手帳 1 級かつ自立支援医療 (精神通院医療) 受給者 | |

【窓口】

自動車税事務所 048-658-0227

個人事業税

【対象者】

失明者または両眼の視力が0.06以下の視覚障がいのある人が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

【窓口】

上尾県税事務所 048-772-7111

相続税・贈与税

【窓口】

上尾税務署 048-770-1800

子育て中の人のために

手当について

児童扶養手当

【対象者】

この手当は、離婚、死別等で父もしくは母と生計を同じくしていない児童を監護している父もしくは母または養育者に手当を支給するものです。また父もしくは母に一定の障がいがある場合、児童を監護している父もしくは母または養育者に支給されます（前年の所得が一定額以上の場合支給停止となります）。

なお、公的年金等を受けていても、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額（障害基礎年金等の場合は、子の加算分との差額）を児童扶養手当として受給できます。

※支給期間は、対象となる児童が18歳になった年の年度末（3月31日）までです。ただし、一定の障がいがある場合は20歳未満までです。

※支給要件や所得制限などの詳しい内容については、お問合せください。

【内容】

手当は、次の額を奇数月に（2か月分ずつ、年6回）支給します。

所得制限額未満の場合、全部または一部の支給になります。

| 子どもの人数 | 月額（全部支給） | 月額（一部支給） |
|----------|----------|-----------------|
| 1人の場合 | 48,050円 | 48,040円～11,340円 |
| 2人目以降加算額 | 11,350円 | 11,340円～5,680円 |

【窓口】

子育て支援課 子育て支援担当（内線 2344）

心身に障がいのある児童のために

障害児通所支援事業 (再掲)※詳細は16 ページへ

| サービスの種類 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 児童発達支援 | 未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 未就学の重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障がい児に授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 |

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当 (内線 2333・2334・2434)

※障害児通所事業所の一覧は埼玉県ホームページをご覧ください

(「埼玉県 障害児通所事業所」等で検索)

※北本市とその近隣の事業所一覧は障がい福祉課窓口で配布しています

障害児(者)生活サポート事業 (再掲)※詳細は19ページへ**【内容】**

障がい児(者) およびその家族の必要に応じて、障がい児(者) に対する一時預かり、外出時の介助などを迅速・柔軟に行う事業で、市に登録した民間団体が行っています。サービスの利用時間は、年間で 150 時間が限度になります。ただし、事前に申請手続きが必要です。

内 容 一時預かり、外出介助、一時的な送迎、派遣による介護

【窓口】

障がい福祉課 相談支援担当 (内線 2333・2334・2434)

障害者手帳に関連する各制度は 3～6 ページをご参照ください

高齡の人のために

家事援助サービス

【対象者】

おおむね 65 歳以上の高齡者世帯、日常家事を行っている人が入院・在宅療養などのため、家事援助を必要とする世帯

【内容】

食事の用意・掃除・買物等の家事援助を行います。会員登録が必要です。

【利用料】

1 時間あたり 800 円

【窓口】

北本市社会福祉協議会 048-593-2961

ちょこっと困りごとサービス

【対象者】

おおむね 65 歳以上の高齡者のみの世帯、障害者手帳を取得している障がい者のみの世帯、ご自身又は同居者による軽易な作業等が困難な人

【内容】

ゴミ出し・電球および蛍光灯の交換・軽易な荷物の上げ下ろし等の 30 分以内の簡単な作業を行います。会員登録が必要です。

【利用料】

1 回 300 円（30 分まで）

【窓口】

北本市社会福祉協議会 048-593-2961

福祉移送サービス

【対象者】

次の条件をすべて満たす人が対象です。常時車いす利用または下肢・体幹等の重度障がいがある歩行困難な人、車いすで座位が保てる人、家族等による移送が受けられない人、伝染性疾患を有しない人。

利用時には、介助者を確保してください。

【内容】

社会福祉協議会会員相互の助け合いにより有料の移送サービスを行います。
なお、送迎範囲は北本市・鴻巣市・桶川市・上尾市・伊奈町に限られます。
※会員登録が必要です。

【利用料】

片道 650 円

往復 1,300 円

(但し 4 時間を超えた場合は 2,600 円)

ガソリン代として運行距離 10k m未満は 100 円、10k m以上 20k m未満は 200 円、以降 10k mにつき 100 円ずつ加算されます。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 048-593-2961

暮らしにお困りの人に

生活福祉資金の貸付

他の貸付制度や親族等から支援を受けることができない、所得の少ない世帯、障がいのある人または65歳以上の高齢者世帯を対象とした貸付です。

資金種類に応じ貸付条件、基準、貸付利子、返済期間などが異なりますので、詳細はお問合せください。

【窓口】

北本市社会福祉協議会 048-593-2961

公営住宅等の入居について

【内容】

(1) 市営住宅：台原住宅、山中住宅

高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯等に該当する世帯については、抽選の当選率が優遇される場合があります。

(2) 県営住宅（市内）：二ツ家団地、中丸団地、本宿団地

高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯等に該当する世帯については、抽選の当選率が優遇される場合があります。

(3) UR賃貸住宅（市内）：北本団地

一般住宅のほか、高齢者向け優良賃貸住宅の募集を実施しています。

※各住宅の応募には入居資格等の条件がありますので、詳しくは下記へお問合せください。

【問合せ先】

(1) 市営住宅：（土、日、祝日休み）

建築開発課 営繕・住宅担当 048-594-5574（直通）

(2) 県営住宅：（土、日、祝日休み）

埼玉県住宅供給公社 048-829-2875

(3) UR賃貸住宅：（水、祝日休み）

UR大宮営業センター 048-649-2277

福祉の窓口および相談

市の相談窓口

北本市役所

住 所 北本市本町 1-111
電 話 048-591-1111 (代表)
ファクス 048-592-5997

共生福祉課

福祉に関する様々な困りごとや悩みごとを受け付ける「福祉総合相談窓口」をはじめ、生活保護や生活困窮者自立支援の相談などを行っています。また、民生委員・児童委員に関することを行っています。

【窓口】

地域福祉・監査担当 電話 048-594-5534
生活保護担当 電話 048-594-5536
地域共生担当 電話 048-594-5517

障がい福祉課

手帳や各種手当、障害者総合支援法におけるサービス、障がい児サービス、障害者差別解消法に関する相談等を受け付けています。

【窓口】

相談支援担当 電話 048-594-5535
給付担当 電話 048-594-5504

子育て支援課

児童に関する手当や医療費助成、子育て支援総合窓口として子育てに関する事業の実施・情報提供・相談を行っています。

【窓口】

子育て支援担当 電話 048-594-5537
児童相談担当 電話 048-511-7702

保育課

保育所の入退所手続き、各保育事業の実施、情報提供、相談を行っています。

【窓口】

保育担当 電話 048-594-5538

高齢介護課

高齢者の支援や介護保険等サービスの申請、相談を行っています。

【窓口】

高齢者福祉担当 電話 048-594-5539

介護担当 電話 048-594-5540

健康づくり課

面接や電話、家庭訪問などで健康に関する相談に応じる他、各種健（検）診、健康教室、予防接種などの業務を行っています。

【窓口】

母子保健担当 電話 048-594-5544

健康推進担当 電話 048-594-5545

子どもの権利相談とまちゃんち（人権推進課）

子どもの権利に関する相談に、電話、面談、手紙、相談フォームで応じています。

電話 048-590-5011

フリーダイヤル（子ども専用）0120-0874-56

障がい者相談支援事業所

市では、障がいのある人が地域で安心して生活ができるように、次の事業所に相談支援事業を委託しています。相談には、専門知識を持った相談支援専門員が対応し、秘密は厳守します。

生活相談支援センターしゃろーむ

住 所 北本市中丸 9-259
電 話 048-598-7099 FAX 048-577-5948
相 談 時 間 月～金曜日 8時30分～17時15分
障がい種別 身体障がい、知的障がい、精神障がい、児童、難病

生活支援センター夢の実

住 所 鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 2 4階
電 話 048-501-8613
相 談 時 間 月～金曜日、第3土曜日（祝祭日を除く）
9時～17時15分
障がい種別 主に精神障がい

相談支援事業所あすなろ

住 所 北本市中丸 10-54-2
電 話 048-594-7715 FAX 048-592-6721
相 談 時 間 月～金曜日 8時30分～17時15分
障がい種別 身体障がい、知的障がい、精神障がい、児童、難病

国・県の相談窓口(機関)

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(1) 身体障害者更生相談所

身体障がい者に関する専門的な相談・援助を行うとともに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

その他、15歳以上の視覚障がい者およびそのご家族等を対象に、外出・家事動作・パソコン利用などの訓練体験会を定期的を開催しています。

(2) 知的障害者更生相談所

知的発達障がいのある人の福祉について、家庭その他からの相談に応じ、知的発達障がいのある人の医学的、心理学的及び職能的判定とこれに付随する必要な指導を行っています。相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

(3) 障がい者支援施設

機能訓練として、肢体不自由者に対する身体機能を維持・向上させる訓練や視覚障がい者に対する歩行やコミュニケーション、日常生活技術に関する訓練をしています。また、生活訓練では高次脳機能障がい者を対象に、障がい認識の促進や代償手段の獲得、対人技能の向上などを目的とした訓練をしています。そのほか、就労移行支援や就労定着支援、施設利用中・利用後の相談支援等も実施しています。詳細は埼玉県総合リハビリテーションセンターまでお問い合わせください。

なお、利用にあたっては事前に市町村にて障害福祉サービスの支給決定が必要となります。

住 所 上尾市西貝塚 148-1

電 話 048-781-2222 (代表)

埼玉県中央児童相談所

子どもの福祉に関するさまざまな相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な援助を提供します。

住 所 上尾市上尾村 1242-1

電 話 048-775-4152

F A X 048-770-1055

埼玉県立精神保健福祉センター

心の健康や悩みに関する相談、精神疾患を有する人や、そのご家族などからの緊急的な精神医療相談、精神障がい者の社会復帰訓練などを行っています。

住 所 伊奈町小室 818-2

電 話 048-723-3333

埼玉県立精神科救急情報センター

夜間・休日において、精神疾患を有する人や、そのご家族などからの緊急的な精神医療相談を電話にて受け付けています。相談内容から、適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

受付時間 平日（月～金） 17時～翌朝8時30分

休日（土・日・祝） 8時30分～翌朝8時30分

電 話 048-723-8699

※非通知設定の場合は電話がつながりません。

埼玉県立小児医療センター

小児専門病院として、新生児に対する高度医療をはじめ、一般医療機関では対応困難な小児の疾患の診療を行います。また、医療の提供以外にも子どもの成長と発達にとって必要な保健、発達支援との一体的な運営を行い、さらに、教育との連携を図っています。初めての人は医師の紹介状、予約が必要です。

住 所 さいたま市中央区新都心 1-2

電 話 048-601-2200（代表）

鴻巣保健所

乳幼児の発育・発達に関する相談指導や、こどもの心の健康相談を行っています。また、精神保健に関する普及啓発や相談の受付、精神障がい者の社会復帰対策等の精神保健福祉サービスを市町村と連携して提供しています。

住 所 鴻巣市東 4-5-10

電 話 048-541-0249

埼玉県発達障害総合支援センター

発達障がいのある18歳までの子どもとそのご家族からの電話相談を受け付けています。

住 所 さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関 3階

電 話 048-601-5551

F A X 048-601-5552

埼玉県発達障害者支援センターまほろば

19歳以上の人の発達障がいに関する相談を受け付けています。

住 所 川越市平塚新田東河原 201-2

電 話 049-239-3553

F A X 049-233-0223

高次脳機能障害支援機関

埼玉県では、高次脳機能障害支援拠点機関を設置しています。各支援拠点機関には、ご本人やご家族、関係機関からの相談を受け付ける相談窓口を設置しています。

【窓口】

■県全域 埼玉県高次脳機能障害者支援センター

住 所 上尾市西貝塚 148-1

埼玉県総合リハビリテーションセンター内

電 話 048-781-2236（相談専用）月～金 9時～17時

■県央地域 社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会鴻巣病院

住 所 鴻巣市八幡田 849

電 話 048-596-2221

埼玉県障害者交流センター

障がいのある人の社会参加を促進する拠点施設として各種の相談や講習会、スポーツ・レクリエーション等に利用できます。また、各種の教室や講座を行っています。

住 所 さいたま市浦和区大原 3-10-1

電 話 048-834-2222（代表）

F A X 048-834-3333

埼玉県医療的ケア児等支援センター

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童等とそのご家族に、心身の状況に応じた適切な支援を行います。

地域センターたいよう

住 所 熊谷市津田 1855-1

（社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園内）

電 話 0493-39-1114（月～金 9：00～17：00 祝日・年末年始除く）

メール ty-soudan@seifu-kai.or.jp

その他の相談窓口(機関)

北本市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、必要な援助・支援を行う地域の総合窓口です。専門知識を持ったスタッフたちが介護、医療、福祉の様々な面からサポートします。

| 名 称・連絡先 | 住所 | 管轄地域 |
|---|--------------------------------|--|
| 地域包括支援センター 東センター 電話 048-577-5100 FAX 048-580-5090 | 北本市深井 2-86 | 東地域コミュニティ (山中 1・2 丁目、東 7~11・19、宮内 1~3 丁目、アトレ、ワコーレ) 東間深井コミュニティ (東間 1~8 丁目、深井第 1~3、サンマンション、スカイハイツ) |
| 地域包括支援センター 西センター 電話 048-591-3495 FAX 048-591-3035 | 北本市本町 6-232 (いこいの家内) | 中央地域コミュニティの高崎線より西側 (東 5、緑 1~3 丁目、中央 1~4 丁目) 本町西高尾コミュニティ (本町 1~7・8 丁目、西高尾 1~8 丁目) |
| 地域包括支援センター きたもと寿苑 電話 048-590-1000 FAX 048-590-1110 | 北本市二ツ家 3-113-3 (きたもと寿苑内) | 中央地域コミュニティの高崎線より東側 (北本 1~4 丁目、本宿 1~8 丁目) 中丸コミュニティ (東 3~4、中丸 1~9 丁目) 南部コミュニティの高崎線より東側 (二ツ家 1~4 丁目、二ツ家団地、マリオン、ハイデンス) |
| 地域包括支援センター 北本社協 電話 048-590-4011 FAX 048-592-9442 | 北本市高尾 1-180 (総合福祉センター内) | 公団地域コミュニティ (栄 1~5、グリーンハイツ) 南部コミュニティの高崎線より西側 (西 2、台原、三菱、京王、南団地、東原団地) 西部コミュニティ (西 3~20、アースドリーム、ハイムタウン、チサン第 3、北里) |

開設時間 月~土曜日(国民の祝日、12/29~1/3 を除く)

午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

※緊急時等の電話相談は 24 時間いつでもご利用いただけます。

※来所される場合は事前に電話でお知らせください。

北本市社会福祉協議会

心配ごと相談（予約制）、結婚相談、ボランティアの育成と相談の窓口となっています。

電 話 048-593-2961

F A X 048-592-9442

さいたま家庭裁判所

知的障がい、精神障がい、認知症等、判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護を代理する成年後見人・保佐人・補助人の選任を行います。

住 所 さいたま市浦和区高砂 3-16-45

電 話 048-863-8816

埼玉県社会福祉協議会

■権利擁護相談（権利擁護センター）

認知症高齢者や障がいのある人の生活上の様々な相談を受け付けています。

| 相談内容 | | 曜日・受付時間 |
|-------------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 生活相談 | 家庭や職場、施設における日常生活全般に関すること | 月～金曜日 9時～16時 |
| 法律相談 | 相続、遺言、契約、婚姻、財産管理、消費契約問題などの法律に関すること | 水・金曜日 13時～14時30分 |
| 電 話 048-822-1204/048-822-1240（相談専用） | | |
| F A X 048-822-1406 | | |

■福祉サービスに対する苦情受付窓口（運営適正化委員会）

福祉サービス利用に関して不満がある場合や事業者との話し合いで解決できない場合に相談を受け、解決に向けて支援します。

| | |
|------------------------|--------------|
| 電 話 048-822-1243（相談専用） | 曜日・受付時間 |
| F A X 048-822-1406 | 月～金曜日 9時～16時 |

その他の相談窓口(相談員)

民生委員・児童委員、主任児童委員

高齢者、障がい児(者)や子育て世帯など、地域の要援護者の見守りを行うとともに、関係機関と協力して地域福祉の推進に努めています。

【窓口】

共生福祉課 地域福祉・監査担当

電 話 048-594-5534

聴覚障がい者相談員

専任の相談員が、聴覚障がい者等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたります。

【窓口】

埼玉聴覚障害者情報センター

住 所 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 2 階

電 話 048-814-3353

F A X 048-814-3354

障がい児の療育・保育・教育の相談窓口

療育機関等

北本市立児童発達支援センター

保護者の送迎が可能な 18 歳までの発達に障がいまたは遅れがあると思われる子どもに対し、基本的な生活習慣を身につけることや、社会生活への適応性を高めるために必要な訓練、指導等を行い、発達を促すことを支援する施設です。

電話・FAX 048-592-8876

個別支援保育

個別的な支援が必要な児童に対し、他の児童と同じ空間で包括的に保育を行っています。発達状況や個性を踏まえながら、クラスの中でその子の成長を応援できるように配慮した保育を行います。

【窓口】保育課

電話 048-594-5538

教育相談・学校教育

北本市立教育センター

児童・生徒一人一人の教育上の諸問題について面接および電話による相談や支援を次の通り行っています。

日時 毎週月～金曜日（火・水・木曜日はカウンセラー在勤）

8時30分～16時30分

住所 北本市栄 1-1 北本市栄市民活動交流センターB棟2階

電話・FAX 048-591-2176

心身に障がいのある子どもの就学相談

障がいのあるお子さんの就学、あるいは障がい児教育に関する相談を受け付けています。

【窓口】学校教育課

電話 048-594-5564

FAX 048-593-5985

特別支援学級

児童生徒一人一人の障がいの状態及び特性等に応じて個別の指導計画を作成し、個に応じた指導、支援を行います。

【窓口】学校教育課

電 話 048-594-5564

F A X 048-593-5985

特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、学校でかかる経費の一部を助成しています（所得制限があります）。

【窓口】学校教育課

電 話 048-594-5564

F A X 048-593-5985

特別支援学校

障がいのある子どものための学校です。

| 障がいの種類 | 学校名 | 住所 | 電話 | 学部 |
|--------|---------------------|----------------------------|--------------|-------------------|
| 知的障がい | 県立騎西特別支援学校 | 加須市上種足 888 | 0480-73-3510 | 小・中・高 |
| | 県立騎西特別支援学校 北本分校 | 北本市古市場 1 丁目 152 県立北本高校内 | 048-594-6679 | 高 |
| 肢体不自由 | 県立川島ひばりが丘 特別支援学校 | 比企郡川島町伊草 780 | 049-297-7753 | 小・中・高 訪問教育 |
| 視覚障がい | 県立特別支援学校 塙保己一学園 | 川越市笠幡 85-1 | 049-231-2121 | 幼・小・中・高 高等部専攻科 |
| 聴覚障がい | 県立特別支援学校 大宮ろう学園 | さいたま市北区植竹町 2- 68 | 048-663-7525 | 幼・小・中・高 高等部専攻科 |
| その他 | 県立けやき 特別支援学校 | さいたま市中央区新都心 1 番地 2 | 048-601-5531 | 小・中 |
| | 県立けやき 特別支援学校伊奈分校 | 北足立郡伊奈町小室 818- 2 | 048-723-2201 | 小・中 |

就労の相談窓口

ハローワーク大宮

障がいのある人のために、専門の職員・相談員を配置し、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。

住 所 さいたま市大宮区大成町 1-525

電 話 048-667-8609

埼玉障害者職業センター

就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障がい状況に応じた継続的な支援を行っています。

住 所 さいたま市桜区下大久保 136-1

電 話 048-854-3222

F A X 048-854-3260

障害者就業・生活支援センターCSA

就職を希望している障害者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、「就業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行っています。

住 所 上尾市柏座 1-1-15 プラザ館5F

電 話 048-767-8991

F A X 048-767-8995

発達障害者就労支援センター

発達障害者就労支援センターは、就労を希望する発達障がいのある人に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援をワンストップで提供します。相談には予約が必要です。

| 名称 | 所在地 | 連絡先 | 電話受付時間 |
|-----------|---|--------------|------------------|
| ジョブセンター川口 | 川口市西川口 1-6-3 西川口ビル 5 階 B 号室 | 048-299-2070 | 月～金 10 時～16 時 |
| ジョブセンター草加 | 草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3F | 048-929-7600 | 月～金 10 時～16 時 |
| ジョブセンター川越 | 川越市脇田町 15-21 ジョージビルワキタ 1F | 049-299-4927 | 月～金 10 時～16 時 |
| ジョブセンター熊谷 | 熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第 2 ビル 4F・5F | 048-501-8917 | 月～金 10 時～16 時 |

北本市障がい者就労支援センター

障がいのある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、身近な地域において障がいのある人が安心して働き続けられるように継続的に支援しています。

相談には予約が必要です。

電 話 048-594-5535 (障がい福祉課内)

F A X 048-593-2862

